

令和8（2026）年度栃木県学習者用1人1台端末等（iPad OS端末 Wi-Fiモデル） 調達業務公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

GIGAスクール構想において整備された学習者用1人1台端末は、学校現場において端末の活用が進み、効果が実感されつつある一方で、整備から約5年が経過し、故障端末の増加やバッテリーの耐用年数が迫るなど、端末を計画的に更新する必要がある。

そこで、GIGAスクール構想第2期を迎えるにあたり、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現させ、利活用の一層の促進を図ることを目的とし、栃木県及び県内自治体が参加する栃木県公立学校における共同調達会議において、対象自治体の端末等の共同調達を実施する。

2 業務概要

- (1) 業務名 令和8（2026）年度栃木県学習者用1人1台端末等（iPad OS端末 Wi-Fiモデル）調達業務
- (2) 業務内容 別添「令和8（2026）年度栃木県学習者用1人1台端末等（iPad OS端末 Wi-Fiモデル）共同調達仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
仕様書に記載のとおり。
- (3) 納入期限 端末1台あたり55,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
ただし、仕様書別紙1「仕様明細書（iPad OS）」中、D「その他」No.1、2、4は上限額に含めない。
- (4) 提案上限額
- (5) 事務局及び問い合わせ先
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1－1－20
栃木県公立学校における共同調達会議事務局
(栃木県教育委員会事務局教育政策課内)
電話 028-623-3571 FAX 028-623-3356
電子メール ict-suishin@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

(1) 単独企業として参加する場合

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
イ 栃木県において、競争入札参加資格を有する者であること。
ウ 実施要領の公示日から企画提案書提出日までの間において、栃木県及び本調達参加自治体から入札参加制限措置（指名停止措置）を受けていない者であること。
エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
オ 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当しない者であること。
カ 平成31（2019）年4月以降に地方公共団体が発注する教育機関における情報端末の調達業務を受託し、業務を完了した実績を有する者であること。
キ ISMS又はプライバシーマークを取得していること。

(2) 共同企業体として参加する場合

- ア 全ての構成員が、3(1)ア～オの要件を満たしていること。

- イ 構成員が、単独企業又は他の共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。
- ウ 共同企業体の構成員のいずれかが、3（1）力の要件を満たしていること。
- エ 個人情報等の機微情報を取り扱う業務を行う構成員が3（1）キの要件を満たしていること。

4 プロポーザル実施の手続

（1）実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和8（2026）年1月26日（月）
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和8（2026）年2月5日（木）午後5時必着
ウ 質問に対する回答期限	令和8（2026）年2月12日（木）
エ 参加表明書の提出期限	令和8（2026）年2月17日（火）午後5時必着
オ 企画提案書の提出期限	令和8（2026）年3月3日（火）午後5時必着
カ プrezenteーション審査	令和8（2026）年3月6日（金）
キ 選定結果の通知・公表	令和8（2026）年3月下旬予定

（2）実施要領等の配布

- ア 配布期間：令和8（2026）年1月26日（月）～同年3月3日（火）
(土日祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）)
- イ 配布場所：2（5）の事務局で配布するほか、栃木県ホームページに掲載する。

（3）質疑・回答

- プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（様式任意）により電子メール又はFAXにより提出すること。
- ア 受付期間：公募開始日～令和8（2026）年2月5日（木）午後5時必着
 - イ 質疑方法：電子メール又はFAXにより、2（5）に提出すること。
 - ウ 回答期限：令和8（2026）年2月12日（木）
 - エ 回答方法：回答は栃木県ホームページに掲載する。

（4）参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書作成要領に基づき、下記の書類を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出書類

- ・参加表明書（様式1）
- ・確認書（様式2）
- ・事業者概要書（様式3）
- ・業務実績（様式4）
- ・本業務の実施体制（様式5）
- ・ISMS又はプライバシーマークの取得を証明する書類（写し可）

※共同企業体として参加する場合は、上記書類に加え以下の書類を添付すること。

- ・共同企業体構成書（様式1－2）
- ・委任状（様式1－3）
- ・共同企業体協定書の写し

イ 提出期限：令和8（2026）年2月17日（火）午後5時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

ウ 提出場所：2（5）

エ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和8（2026）年3月3日（火）午後5時までに辞退届（様式任意）を提出すること。

（5）企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、持参又は郵送により提出すること。※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。カラー印刷とすること。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、参考様式を基に以下の記載順序・内容で作成すること。

（ア）事業の目的、提案のコンセプト、ビジョン

（イ）実施計画及び全体スケジュール

（ウ）企画提案内容

①実施体制（人員体制、連絡体制、実施拠点等を含む）

②端末及び端末附属品等仕様

③初期設定作業内容

④搬入作業内容

（エ）見積額

（オ）過去の業務実績（1案件あたりの調達台数、共同調達の実績の有無等）

（カ）その他提案内容（保証、端末廃棄、独自提案等）

（キ）企画提案書の内容の有効期限

ウ 企画提案書は1者1提案とする。

エ 企画提案書の提出部数は、紙媒体7部（正本1部、副本6部）及び電子媒体1部（PDF形式とし、CD-R等により提出すること。）とする。

　なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

オ 提出の際に、自治体ごとの見積書を添付すること。（参考様式添付）

（6）企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

（1）評価基準

　別表「評価基準」のとおり。

（2）プレゼンテーションの実施

企画提案書及び見積書について、プレゼンテーションを実施する。

(3) 審査方法

企画提案書、見積書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

(4) 契約候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(3)による評価の平均点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、提案者ごとに最も評価点の高い委員と最も評価点の低い委員の点数を除いて平均点を算出する。

イ 最高点の者が複数の場合は、見積額の評価点が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、見積額の評価点も同点の場合は、選考委員会で審議の上、契約候補者を選定する。

ウ 上記に関わらず、各委員の評価の合計点の平均点が102点未満の場合は、契約候補者として選定しない。

※提案者が1者の場合でも評価を実施し、評価結果が5(4)ウに該当しない場合は、当該提案者を契約候補者として選定する。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が2(4)の提案上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 プrezentation審査

(1) 開催日時・場所

日時：令和8（2026）年3月6日（金）

場所：栃木県庁

※詳細な日時、場所は別途通知する。

(2) 所要時間（1提案者あたり）

・プレゼンテーション 25分以内

・質疑応答 20分以内

(3) 注意事項

・参加人数は、1提案者あたり5名までとする。（共同企業体においても1共同企業体あたり5名までとする。）

・企画提案書を用いて説明を行うこと。

・プレゼンテーション審査当日に、新たな資料を配布することは認めない。

・指定時間に遅れた場合には、評価対象としない。

7 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について栃木県ホームページに公表するとともに、事務局において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 契約候補者の名称、総合点及び選定理由

- (2) (1) 以外の参加者の数及びそれぞれの総合点
※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

8 契約手続

- (1) 契約候補者に選定された者と各参加自治体との間で、契約内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、契約を締結する。
契約に際し、議会の議決を要する自治体においては、事業者選定後に選定事業者との間に仮契約を締結し、議決後に本契約とする。
参加自治体がリース契約を予定している場合、選定事業者は、仕様書を充足した企画提案内容に基づき、提出された経費内訳書の記載金額でもって、当該参加自治体が別途締結するリース契約の受注者へ端末等を販売するものとする。
- (2) 契約代金の支払いについては、各自治体と協議すること。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

9 プロポーザルの変更等

令和8（2026）年度における本調達参加自治体の一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、このプロポーザルの変更等を行うことがある。